

## 議会運営委員会 行政視察報告書

- 1. 実施日** 平成 25 年 2 月 13 日（水）～ 2 月 14 日（木）
- 2. 視察地** 1) 愛知県 豊田市（2 月 13 日）  
2) 岐阜県 可児市（2 月 14 日）
- 3. 視察項目** 1) 豊田市 「議会基本条例」  
「行政計画の議決事件への追加」  
「総合計画の策定段階における議会の関与」  
「議会改革」  
2) 可児市 「議会基本条例」  
「議会だより」
- 4. 出席者** 委員長 楠本 知子  
副委員長 松本 健一  
委員 阪本 久代 辻本 勉 中西 峰雄  
土井裕美子 石橋 英和 中本 正人  
議長 井上 勝彦  
副議長 山田 哲弥  
議会事務局長 中谷 勉
- 5. 視察結果報告（豊田市議会）**  
（応対者） 議長 梅村 憲夫  
主幹 近藤 雅雄（質疑応答）  
主査 児島 勇吾（資料及び全体説明）  
主査 中村 賀彦

### （5-1）視察地概要：

豊田市は旧拳母村から市政施行により拳母市となり、昭和 33 年、商工会議所から市名変更請願書が市に提出され、翌昭和 34 年、市名を「豊田市（とよたし）」に変更。豊田市は、現在 42 万人都市の中核市として愛知県では名古屋市に続く 2 番目の都市。トヨタ自動車中心の単一企業の工場都市。

平成 21 年の雇用統計から、工場が 1,270、そのうち自動車関連の工場が 426 で約 3 分の 1 がトヨタ自動車関連の工場。市内で働く従業員は 10 万 3,000 人

で、そのうちトヨタ自動車関連が9万人で85%以上がトヨタ自動車関連に勤めている状況。製造出荷額は9兆1,000億円あり、県内・全国的にも非常に多く、自動車関連3兆7,000億円で全体の95%を占める。しかし、リーマンショック以降かなり落ち、平成19年の時に法人市民税461億円が51億円の10分の1ぐらいに落ちてきてしまったということでかなり厳しい財政事情を強いられている状況。

農業でも県内では優秀であり、米の生産は県内1位、モモやナシも県内1、2位。市域面積918k㎡のうち7割の630k㎡が山林で、山林を守っていくという施策が難しく非常に苦慮しているところで、都市と農山村の交流を前面に掲げて様々な事業を進めつつあり、過疎化の進展を食い止めることに取り組まれている。

### **(5-2) 視察目的：**

視察内容は、『基本条例』『行政計画の議決事件への追加』『総合計画の策定段階における議会の関与』『議会改革』の4項目について、事前質問項目に沿って資料を作成いただきご説明いただく。

1. 議会基本条例について
  - ・制定に至った経緯
  - ・条例案が完成するまでの経過、協議内容
  - ・基本条例に基づいた議会改革、活性化の取り組み
  - ・今後の課題
2. 総合計画等の策定段階における議会の関与について
  - ・策定段階において、議会としてどのように関与しているか
  - ・総合計画等への議会の意向の反映
  - ・本会議における審議への影響
3. 各基本構想等を議決すべき事項として定めている経過等について
  - ・議決事項として定めた理由
  - ・本会議での審議状況
  - ・議決事項として定めたことによる、執行部への影響
4. その他議会改革について

### **(5-3) 視察内容：**

#### **『基本条例』**

平成20年5月15日に議会基本条例検討特別委員会を発足し、設置目的を豊田市まちづくり基本条例に規定する「議会の責務」及び「議員の責務」に基づき、議会運営の基本的な事柄について条例素案を検討することとして策

定に取り組む。

10 回の委員会で条例の基本構成の検討を進め、北名古屋市議会、伊賀市議会、三重県議会を行政視察し、再検討しパブリックコメントを入れて行い、平成 21 年 5 月 14 日に「豊田市議会基本条例」が全会一致で可決した。

条例制定の考え方として、①これまでの活動をまとめる、②全員一致で決める、③二元代表制を意識、④普遍性、の四つ挙げられます。また、基本条例には二つの意味があると考え、1. スタートとしての基本条例 2. 今までのまとめとしての基本条例があると考えたが、後者 2 を選択した。

条例作成の主な流れとして、

- 1) 情報収集と現状把握から取組み、先進事例の基本条例については早くから基本構成及び内容を分析し、議会基本条例のイメージづくりに努めました。また、主な基底項目を議会ごとに比較することができる表形式で作成し、全国の地方議会の制定状況を定期的に情報収集。

そして基本条例の条文を組み込んだ資料を作成し、豊田市に必要と考えられる項目の選定過程

- 2) 基本構成・骨子の段階に入りました。

次に、先進事例を参考に具体的条文の

- 3) 条文作成に入り、その状況を議会だよりの特集ページにて検討状況を広く周知する (4) 検討状況の情報提供を行った。

続いて、法令との適法性・整合性、執行部への影響を確認調整するため、市総務部庶務課法規担当へ

- 5) 事前確認・調整段階へと入った。

- 6) 素案の作成・公表段階では、議会報と議会ホームページでパブリックコメント募集し、市民からの意見が 5 件、19 項目あり、意見と回答はホームページで公表。

- 7) 素案の修正

- 8) 素案を完成させ、平成 21 年 5 月 14 日臨時会で「豊田市議会基本条例」は全会一致で可決。

議会基本条例の特徴として、

- ①反問権の言葉を使用せず、「確認機会の付与」としたこと

②市民の議会への参画機会の確保 が挙げられる。

①については、橋本市議会議会改革検討会でも議論があり参考となる。

②については、参画は二元代表制の議会には表現として採用するのは難しいと思われる。つまり市民から選ばれた議員と参画する市民の権限が決定過程で同じとならねば、参画という表現はふさわしくないことを質問したが、豊田市議会ではまちづくり基本条例で使われた参画表現を採用したということ。

通常であれば参画ではなく参加が正しいと考えられが、参画の例として中学生の議会傍聴が挙げられる。

また、まちづくり基本条例で議会の責務と議員の責務記述があるために、議会基本条例では明記されなかったということで、まちづくり基本条例がある場合の整合性において参考となる。

「その他に基本条例ができて変わったことは」との質問に、市民意識は変わっていないが、議員は変わったといえ、事務局でも常に基本条例を意識して運営にあたっているとのことであった。

### 『行政計画の議決事件への追加』

議決対象とする行政計画の選定として、

- ・ 議決対象とする目的（実行性、監視機能）
- ・ 部全体、複数の部・多くの所管課、市民生活への影響
- ・ 計画期間が5年以上継続
- ・ 法律義務、法律努力、条例義務などを考慮

の4項目を選定基準として平成21年度議会条例検討特別委員会で検討された。その結果、平成22年3月定例会において、

- 1) 豊田市都市計画マスタープラン
- 2) 新・健康づくり豊田21計画
- 3) 豊田市教育行政計画
- 4) 豊田市環境基本計画
- 5) 豊田市子ども総合計画

を「豊田市議会の議決すべき事件に関する条例」で全会一致可決。この議決は議員提案で条例制定後、初めて議案として提出し可決された。

つまり『3ない議会（朝日新聞 朝刊 2011.2.27）』の提案し“ない”ではなくなった例。同新聞では豊田市も橋本市と同じくリストアップされた3ない議会だった。

議決事項として、

- ・計画の基本理念、取組方針など
- ・計画期間
- ・重点施策、重点施策の目標など

原則として文字表記、個々の詳細な事業は含めない、目的と手段を混同しない（目指すべき方向）で審議し、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審議される予定。

### 『総合計画の策定段階における議会の関与』

第7次豊田市総合計画では、全員協議会で執行部から総合計画審議会の審議事項（予定）について情報提供を受け、意見を述べていく形で進められ、総合計画の審議会に議員派遣は行われていない。10回の全員協議会の間、会派説明を適宜実施したとのこと。

委員からの質問で「行政諮問機関への議員派遣」について尋ねがあり、「H18年の段階で参加しないことが決められていた」とのこと。

### 『議会改革』

特徴的な議会改革点として、

- ・委員外議員の発言機会制度の導入
- ・議長の常任委員会委員の辞退
- ・予算決算特別委員会を、常任委員会として位置づける
- ・豊田市議会議員政治倫理条例の制定
- ・傍聴席2か所にテレビモニター設置
- ・議会報告会、シンポジウム実施
- ・アンケート実施

が挙げられる。また、3年ごとに基本条例の検証と評価を条文ごとに行うこととし平成24年度に行われた。ホームページもH24.4.1にわかりやすい内容に変更された。

#### （5-4）考察（まとめ）

条例自体はまちづくり基本条例を制定した議会なので、そのまま導入するには全体構成に不足する条文があると感じられる。しかし、反問権文言を別表現で言い換えるには参考とする点がある。また、最高規範性として、目次や前文、総則などは参考とする点がある。最後に議会の規模が違うが、44人中自民党会派で28人という特殊性が挙げられた。

#### （5-5）説明資料

- ・橋本市議会議会運営委員会視察調査（愛知県豊田市議会）

- ・平成 20 年度特別委員会調査研究結果報告書（議会基本条例検討特別委員会 平成 21 年 4 月豊田市議会）
- ・平成 21 年度議会条例検討特別委員会中間報告書（議決事件について 平成 22 年 3 月豊田市議会）
- ・平成 21 年度議会条例検討特別委員会調査研究報告書（抜粋）
- ・議会に関する市民意識調査報告書（平成 24 年 3 月豊田市議会）
- ・豊田市議会における議会活性化について（平成 24 年 11 月）
- ・平成 24 年度議会要覧（豊田市議会事務局）

## 6. 視察結果報告（可児市議会）

（応対者）	議 長	酒井 正司
	委員 長	川上 文浩（基本条例特別委員会）
	委員 長	富田 まきこ（広報特別委員会）
	副委員 長	天羽 良明（広報特別委員会）
	事務局 長	佐橋 勇司

### （6-1）視察地概要：

可児市という名称は簡単な漢字 2 文字ですが、なかなか読めないのが特徴で、児と書いて「に」と読みます。

まちの概要として名古屋から 30km、およそ 1 時間の距離にあるベッドタウンとして住宅地が広がり、87k m<sup>2</sup>に 10 万人が暮らす街です。市の花としてバラがあげられ、花フェスタ記念公園では 7,000 種、3 万株のバラが有名です。

基本条例について、昨年 12 月に可決し、本年 4 月 1 日施行であり、基本条例特別委員会の川上委員長、議会だより編集委員会の富田委員長と天羽副委員長に説明、質疑対応いただいた。

### （6-2）視察目的：

視察内容は、『議会基本条例』『議会だより』『議会ホームページ』『その他議会改革』の 4 項目について、事前質問項目に沿って資料を作成いただき、ご説明いただく。

#### 1. 議会基本条例について

- ・制定に至った経緯
- ・条例案が完成するまでの経過、協議内容
- ・条例案の市民への説明
- ・パブリックコメントの状況、市民意見の反映
- ・基本条例に基づいた議会改革、活性化の取り組み
- ・今後の課題

2. 議会だよりについて
  - ・編集日程
  - ・掲載内容
  - ・編集におけるルール（掲載内容、一般質問記事の枠配分等）
  - ・編集において注意している点
  - ・議会広報特別委員会、議会事務局の作業分担
  - ・今後の充実策、課題
3. 議会ホームページについて
  - ・掲載する内容の協議、決定方法
  - ・今後、新たに掲載を考えているもの
  - ・今後の充実策、課題
4. その他議会改革について

### **（6-3）視察内容：**

#### **『議会基本条例』**

・平成 15 年 9 月～平成 19 年 8 月に設置された「議会活性化特別委員会」で議会運営を他項目で見直し、その総括として議会基本条例の議員研修会を 3 回開き、平成 22 年 2 月～8 月「議会改革調査研究 P T（プロジェクトチーム）」を構成し、議会会議規則と先例集（申し合わせ集）の見直し、議会改革のための市民アンケート調査（市民 2,000 名対象に議員の政務調査費 2 万円を出し合って）が行われた。当時は阿久根市長や名古屋市長が取りざたされた時期であったが、予想に反し市民の議会への関心は低いという実感であった。

・平成 22 年 12 月～平成 23 年 5 月「議会基本条例調査研究 PT」を経て、  
・平成 23 年 9 月から現在まで「議会基本条例特別委員会」で取り組まれ 18 回開催されている。その準備過程においては SNS（ソーシャルネットワークサービス：サイボウズ）を活用した議員間の意見交換、情報提供を行っている。SNS 利用は委員会審議に影響を与えない部分に限って作業利用し、素案策定を進めた。

・平成 24 年 2 月に第 1 回議会報告会を実施。基調講演を名城大学 昇 秀樹教授に依頼し、議会報告としてアンケート調査報告と平成 23 年 9 月定例会可決した決算認定の審議内容について行った。

・平成 24 年 5 月第 2 回、6 月第 3 回議会報告会を（場所を変えて）実施。予算審議経過報告に加えて議会基本条例の策定に向けての取り組みについて報告。

・平成 24 年 10 月に「議会基本条例（案）」を公表し、説明会を実施（約 30 名参加）。パブリックコメントを募集。7 名から 41 項目の意見があった。

・平成 24 年 12 月定例会にて「可児市議会基本条例」全会一致可決。平成 25 年 4 月 1 日施行

視察当日の他質問では、

Q) 条文に作為・不作為文言が多く含まれていることについて

A) 市民からも「自分たちを律する条例をよくぞ作った」と評価を得ているとお答えがあった。(作為不作為文言とは、「～ならない」で締めくくられる条文を指し、豊田市議会は 5 か所で可児市議会は 29 か所であった)

Q) 市長審議会への議員参加（法定外の執行機関の諮問機関及び審議会等の委員就任）について

A) 平成 15 年頃の改定で法定外委員就任は特別な場合がない限り現在は行っていない。

## 『議会だより』

・議会広報紙「かに市議会だより」は平成 13 年 9 月創刊。平成 19 年 12 月議会広報特別委員会が設置、編集にあたっている。

・一般質問、予算・決算委員会の原稿作成については質問議員、常任委員会は委員長が作成。原稿の編集・校正については、議会広報特別委員会に一任され、議会ごとに議員への原稿受付案内を行っている。

本文は「です・ます」調、問答は「だ・である」調に統一など記事作成のポイントも簡潔にまとめられている。

・一般質問掲載は写真または表やグラフを必ず一点用意することを決めている。

・平成 25 年 5 月号から閉会月の翌々月 1 日発行で準備を行っている。

・写真も議員自らが撮影し、各行事で掲載の許可を確認して撮影。市民募集も行っている。

・視覚障害者向けに声の議会だよりもボランティア団体の好意で提供され、図書館で貸出。

視察当日の他質問では、

Q) フォントの大きさについて

A) 当初より大きくしてなるべく文字を減らす工夫を行っている

Q) 作業スケジュールがタイトではないか

A) 委員会実施するまでもないことは SNS サイボウズを活用していることと、校正段階から印刷業者に参加していただいている。



## 『議会ホームページ』

掲載事項は広報特別委員会で決めている。

現行ホームページは、トップページに新着情報・トピックス、ケーブルテレビに加え、昨年からスタートしたインターネット中継 Youtube・ustream 案内など文字が多く、整理したいと考え取り組んでいるところ。今後委員会中継も実施する予定。

## 『その他議会改革』

- ・議員のネット環境を向上したい。現在タブレット利用する議員が増えている。しかし未利用の議員もいる。
- ・議員定数・議員報酬の根拠づけが今後の課題。

### (6-4) 考察 (まとめ)

議会基本条例の策定段階において議員間の連携を特に重視されて取り組まれている。特にSNS利用、また政務調査費を出し合っの市民アンケート調査実施に特筆される。

条例構成、条文にもシンプルであるが、中身を見れば「～ならない」作為・不作為項目が多くあり、実行性を担保するに難しい面もある。しかし、可児市議会ほどの議員連携、理解、環境整備があれば実行性は担保できるように感じられる。これまで議会改革に取り組まれた集大成である基本条例であるが、ここから新たなスタートでもあり議会機能向上が実現されていくだろう。

### (6-5) 説明資料

- ・橋本市議会行政視察資料およびパワーポイント版「可児市議会基本条例について」(可児市議会)
- ・行政視察資料「可児市の概要」(可児市議会 平成24年4月1日現在)
- ・議会基本条例(案)に対する意見と市議会の考え方
- ・可児市議会ホームページの運営に関する要綱
- ・可児市議会だより発行要綱
- ・かに市議会だより 一般質問の原稿作成について
- ・記事作成のポイント
- ・可児市議会広報特別委員会について
- ・可児市議会広報について
- ・議会だより第47号作成日程表(案)
- ・かに市議会だより第45号(2012.11.15発行)
- ・「ZOOM UP 可児」(可児市観光協会)
- ・「木曾川流域観光圏マップ」

・花フェスタ記念公園パンフレット

## 7. 最後に

豊田市議会、可児市議会を訪問し実感したことは、議員連携が形となって見えることではなかったかと思う。

議会基本条例は通過点に過ぎず、これまでの改善努力をまとめあげ、実行性と持続性を条例化で担保し、普遍性を常に問い続ける議会運営のあり方は驚嘆の域を超える。

議員数が多い豊田市議会は事務局が核となり、橋本市と同じ議員数の可児市議会は議員が核となって「チーム議会」化を実現され、両市とも議会が市政執行に目を光らせている。

橋本市議会は議会基本条例化の途についたばかりであるが、英々と先人が取り組んできた改革を形にするためにぜひとも実現したい。

豊田市議会、可児市議会の議員並びに事務局の皆様には並々ならぬご厚情を賜り、真摯に行政視察にご対応いただいたことに改めて感謝の意を表します。

以上、概要を報告いたします。なお、詳細については議会事務局に資料を保管していますのでご覧ください